

第3回明石市市民参画推進会議 会議録

日 時	平成24年7月2日(月)午後2時から午後4時まで	
場 所	明石市役所議会棟2階大会議室	
出席者	委員	角松生史会長、久保はるか副会長、赤木紘委員、大原笑子委員 桑原功委員、杉本智子委員、高岸益子委員、武久榮一委員 森川乃梨子委員、山本洋子委員
	市	森本総務部長、中島総務部次長、上田総務課長、勝見総務係長、丸山主任、小畑主任
傍聴者	0名	
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度明石市市民参画条例の運用状況に関する意見書(案)について ・市民参画条例の運用全般に係る意見について 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・座席表 ・明石市市民参画推進会議委員名簿 ・資料1 明石市市民参画条例の平成23年度運用状況に関する意見書(案) ・資料2 平成23年度明石市市民参画条例の運用状況報告 	
事務局	明石市総務部総務課	

1 開 会

2 部長あいさつ

こんにちは。総務部長の森本でございます。

当会議も、3回目を迎え、今回で委員のみなさんの意見の集約をいただければと思っております。今回の資料に、当推進会議の意見書案を出ささせていただいております。また、委員の皆さんで、御検討いただければというふうに思っております。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

【事務局】

- ・会議の定足数の確認（会議の成立を報告）
- ・会議の公開
- ・会議資料の確認

3 審議事項

【会長】

今回、意見書を主にご審議いただくわけですが、事務局より事前にF委員からいただきました意見をおあずかりしております。事務局と検討しました結果、場合によっては意見書の内容へ盛り込む必要があると思ひ、ご意見いただきたいと思ひます。つきましては、F委員から内容についてご説明いただきました後で、委員の皆様方からご意見いただきたいと思ひます。

それでは、F委員、ご説明をお願いします。

【F委員】

一点目は、市民参画条例第7条の意見公募手続を行うにあたって、公募要項に多少のばらつきがありますので、統一的なものがあるといいのではないかとことです。

まず、市民がより簡単に意見を出しやすくする上で、問題となるのではなからうかと思ひ、挙げております。例えば、募集内容の中に、計画案の閲覧場所という表現がありますが、ホームページ、行政情報センター、市民センターで閲覧できるようになっています。しかし、閲覧ということは持ち帰れないという意味だと思ひますので、持ち帰りができるような資料の提供をしてほしいということから検討していただきたいと考えたわけです。

さらに、意見の募集にあたって、一部ファクスはだめであるという例もあるようです。また、結果の報告については、ホームページを中心に複数の回答をしているということですが、市民センターなどに閲覧という形や現物の回答書という形でおいている場合と、ホームページだけで回答しているという場合があります。実際には常任委員会で資料をいただけますが、意見を出した者に対する回答がホームページ以外では、なかなか入手しにくいという問題があると思ひます。

また、意見がどのように反映されるかという面で、例えば計画などは、ほぼでき上がった段階で、意見公募が行われますが、意見が出されても、原案が修正できるかどうかという問題があります。計画が、ほぼでき上がった段階で市民に出していただいたとしても、細かな指摘はできても、全体面について現実的に訂正はできないと思ひま

す。このことから、例えば、審議会に参加した傍聴者の方が意見を出せるような仕組みや、会議の開催ごとに意見を求めるような仕組みを考え、計画段階から資料を公表し、積極的により中身のある意見が求められるようなやり方を検討すべきではないかと思えます。

次に、条例第7条の2の審議会等手続における公募委員の募集についてですが、募集要項の要件にばらつきがあります。

まず、開催時間について、「平日昼間の時間に参加できる方を求めます」という要件を入れているものとそうでないものがあります。さらに、年齢要件で、18歳以上というものがあります。さらに、兼職要件で、より多くの市民の方に委員として参加してもらうために「兼職は5件まで」というものがあります。また、選考手段として、小論文に面接というものがありますが、申し込む側にとって、小論文に面接もすると負担が大きいと思ひ、面接は一般的でいいのかどうかも御検討いただきたいと思ひます。以上の3点について、市民委員募集において、ある程度の差がある要件について、考え直す必要があると思ひています。

【会長】

公募手続と審議会についての問題について意見をいただきました。

まず、意見公募手続につきましては、第一点目に、幅広く、多くの市民が幅広い多様な意見を提出するようにすべきだという考え方から、意見募集に当たっての資料について、ホームページからのダウンロード以外でも持ち帰りができるような形を出してほしいということ。第二点目に、意見の提出についてファクスができる場合と、できない場合とがあるので検討してほしい。第三点目に、意見を踏まえた市の考え方についても、ホームページからのダウンロード以外にも、持ち帰りができるような資料を考えてほしい。以上の3点でございます。

次に、審議会につきましては、第一点目に、開催時間、公募市民の年齢、兼職の可否等について議論していただく必要があるということ。第二点目に、小論文、面接について、負担が大きい面もあるのではないかということ。第三点目に、傍聴者からの意見を取り入れることというの、場合によってはあり得るのではないかという、以上のような御趣旨であったと思ひます。

意見書の中に、反映されている部分とされていない部分、また、これから皆さんからの御意見をいただいた上で、結論を出せる部分は引き続き市に検討をお願いをする部分等いろいろあるかと思ひますが、まず、事務局のほうから、この点については既に意見書で反映したつもりであるという点であるとか、あるいは、この点については、すぐにこういった改善ができるということはございますか。

【事務局】

まず、資料1のページ4の一番下の段落内に「募集時に会議を開催する時間帯等をより多くの市民が参加できるように設定する」という文言を入れておきまして、市民の方が応募しやすいような状況を設定すべきという意見は、反映させておきます。

続きまして、計画段階から、できるだけ意見を出していくほうがいいという意見に対しては、ページ7から8にかけて、「適切な時期に適切な方法で市民の意見を聞き、その後の取組に反映していく」という文言と、「政策決定過程での市からの積極的な情

報発信は・・・」という文言を入れており、反映させております。

それ以外は、現段階で意見書には入れていない状況です。

【H委員】

審議会の委員募集について、市民公募の委員の数が少ないという話をよく聞きますので、若いお母さん方に声をかけますが、難しそうで参加しにくいということを聴きます。会議場所に託児所があったり、わかりやすく柔らかい言い方の資料であればどうかと思います。

【会長】

意見募集の際に、資料をどこに置いて、どの範囲まで持ち帰られるような体制をとるかということは、実施体制とコストとのバランスを考えて、市の方で統一的にやっていただいたほうがいいと思います。

その際、市民の方がみんなホームページを見れる人ばかりではないので、そういった方々からもできるだけ意見をもらいやすい体制を取っていただくことが大事だと思います。所管だけではできないことかと思いますが、当推進会議の立場として、何らかの指針やガイドラインというようなものをつくっていただくことが重要だと思います。

なお、ファクスで意見を受け入れていないところはあるのですか。

【事務局】

特にファクスがいけないというのはないと思います。

【会長】

意見公募手続につきましては、意見の募集方法と意見の提出方法、意見を受けた市の考え方等を公表する方法について、ホームページやメール等を利用する方以外でもできるだけやりやすいような手段や、閲覧だけではなく持ち帰りができるような手段を可能な範囲で検討していただくためのガイドラインの案を事務局で作成していただきたいと思います。

次に、公募するタイミングの問題等でございますが、事務局から説明のあった資料1の8ページのような表現でよろしいでしょうか。やや抽象的に「適切な時期に適切な方法で」という言い方になっており、もうちょっと強めたほうがいいという意見等があれば、御提案などいただきたいと思います。

【A委員】

適切な時期ということ具体的に考えが及びにくいので、わかりやすい表現がいいと思います。7ページの3の(2)質的評価のところ、出された意見を施策等にどう反映したかに関する評価が抜けていると思いますので、この部分にその評価を加えた上で、計画などについては公表のでき上がった段階での意見募集は、修正されにくいであろうという例を挙げつつ、「計画策定の早い段階での意見公募というものを考えるべきである」というような具体的な一文を入れるというのも一つの方法だと思います。

【会長】

早い段階という言葉を入れるかどうかだと思います。

意見公募手続は、原案が確定した段階で行うことと、より早い段階で行うこととは、別の意味があると思います。

早い段階で意見公募を行うと、より様々な意見を踏まえながら案を変更していくことができる。ただ、早い段階で行って、最終段階には意見募集しなかった場合に、「当初の案には不満がないが変更した案に対して不満がある人」の意見が出てきにくいというように、ジレンマが常にでできます。かといって、早い段階と完成時の2回やるのがコスト的にも問題があるでしょう。「市民の意見を反映して修正できる可能性やその意義も踏まえて意見募集を行う」といった言葉を入れていただくような形はどうかと思います。

また、意見募集のやり方について今後ガイドラインのようなものを作成する際には、早期に意見募集を行うことの意味と、最終段階で行うことの意味がそれぞれあるということ踏まえて考えていただく必要があると思います。

次に、審議会について、審議会の兼職等の意見をいただきましたが、事務局の方から開催時間については、資料1の4ページのような表現で、会議を開催する時間帯等より多くの市民が参加できるように設定するということに対応しているということでした。その他に、年齢の問題、小論文・面接の問題、傍聴者からの意見等というのがありましたが、これについて、他の委員の皆様、御意見等はありませんか。

年齢については、18歳以上の者という要件があったということですが、もう少し下げたほうがいいのか、上げたほうがいいのかということですか。

【F委員】

年齢は決め事なので、全て統一した方がいいのではという考えです。

【事務局】

条例上、政策提案手続の中では18歳以上で、市内の区域内に住所を有する者ということでは限定させていただいていますが、意見募集については特に限定していません。

【会長】

意見募集については限定なしが原則ということですが、もし実際には18歳以上があるようでしたら、統一するという考え方から、所管にもお願いした方がいいと思います。ただ、審議会の参加年齢等について、実情と、審議会の性質ごとにみて統一するべきかどうか難しいと思います。例えば、青少年のことを審議するのであえて年齢を下げるべきだという会議もありうるでしょうし、他の会議では選挙権がある者に限るのが望ましいということもありうるでしょう。

【事務局】

委員の兼職については、審議会の運営に関する要綱というのが別途ございまして、同一の委員による審議会等の委員の兼職の件数は5件以内がめどという指針はつくっております。

【会長】

委員選定に関して、F委員の小論文面接についての御意見、御趣旨は。

【F委員】

私の感覚です。実情、論文だけで済ませているところもあるますし、一次検査を通った後、面接で当否を決めるというのもありますので、市としてどういう基準になっているのか疑問はあります。

【事務局】

市として、何を実施しなければならないという決まりはございません。

【会長】

そうであれば、市としての統一的な基準をつくるのは難しいとは思いますが、F委員の御指摘のとおり、面接を受けるとなると時間をとることになりますので、応募をためらう人がいるのではないかというのは、非常に重要な問題かなと思います。

一方で、委員を選ぶ際に、慎重に選んだ方がいい場合もあり得ると思いますので、大きな方向性としては、より幅広い方に委員になってもらう可能性を確保することの重要性を踏まえた上で、各機関において御検討いただくことになると思います。

最後に、傍聴者からの意見を取り入れるというのは、恐らく難しいということですね。

【事務局】

そうです。

【会長】

これについて、一律のルールを設けることは難しいかもしれませんが、より多くの委員に参加してもらい、より幅広く委員の意見を取り入れる必要性があるということをも所管に考えいただくための一つの形態として、あり得る方法だという認識を持っていただいた方がいいと思います。

では、意見募集については、ガイドラインをつくっていただくということにし、審議会については、できるだけ意見書の中身に盛り込むということによろしいでしょうか。よろしければ、事務局のほうで起案いただき、私と調整のうえ修正し、委員の皆様にお送りするような形をとらせていただきたいと思います。

【各委員】（異議なし）

（1）平成23年度明石市市民参画条例の運用状況に関する意見書（案）について
意見書（案）について、資料1、2に基づき事務局から説明。

【会長】

内容について、大きく三つに分けて進めさせていただきたいと思います。

第1部として、1ページから3ページの各市民参画手法の（ア）意見公募手続のところまでと、6ページの（ウ）意見交換会手続のところから、（カ）市長懇談会に至るまでの意見をいただきたいと思います。次に、4ページの（イ）審議会等手続を第2部、最後に、7ページの（2）意見公募手続における質的評価の部分以降を第3部として3パートに分けて議論させていただきたいと思います。

まず、第1部について、何かお気づきの点等ありますでしょうか。

前回の会議で、「意見交換やワークショップについて、市民向けに情報をいかに発信したか、共有できたかという部分が非常に大事で、それをジャッジする必要がある」という御発言がございましたが、この件については、今回の意見書でどのように反映させたのでしょうか。

【事務局】

資料1の6ページの（ウ）意見交換手続のところ、「より市民が意見を出しやすい

ものとする必要がある」という部分に反映させました。当推進会議を受けて、さらに何かジャッジをするということについて、事務局としても、案が浮かんでこないところでもありまして、こういう形にさせていただいたところです。

【C委員】

今、まちづくりで協働がよく言われていますが、協働の前に参画があると思います。では、参画というのはどういうことかという、ワークショップのような手法で市民に対して、何か仕掛けることになるわけですが、それには結構時間がかかるとは思います。そのときに、行政側が事前にどれだけの情報を、市民に対して出すかが非常に大事です。そして、ワークショップを開始したとして、どうなっていくかのパトロール的なことまで考えて、情報が大事だと思っています。

【会長】

事前情報などをきちんと出していくことが重要だということ。それから、ワークショップのところに、先ほどの御意見の趣旨を反映するような文言を入れ込んでもらえますでしょうか。その上で、適切な情報の提供等が行われていたかをジャッジするような仕組みがあれば確かに望ましいのですが、どこがするかということについては、なかなか難しい問題だと思います。

来年度以降も、質的評価として、今回パブコメでやったように、本当にできていたかどうかを、具体的な流れに即して検証することは可能かもしれません。それにあたって、ワークショップの主催者等自身が実際にどうだったかについて、検証していただくことが、まずは大事だと思います。

では、そういった趣旨を踏まえる形で意見書のほうに、盛り込んでいただくという形ではよろしいでしょうか。

【C委員】

(エ)ワークショップのところに盛り込む形でお願いします。

【会長】

私からも一点。市民参画手続の中で、何が対象になるのかというのは、非常に重要なことですし、そこを検証していくのも当推進会議の任務です。ただ、事務局から報告を受けないと検証できませんので、条例上明らかに対象になるものとならないものが特定できる場合もありますが、市民にとって重要な政策であるかどうかという点で、来年以降、市民参画手続の対象にならないと考えて要求しなかったけどそれでよいのかというものについても、推進会議に諮っていただくような形でお願いできればと思います。

また、例えば、都市計画決定で、別の法令に基づく手続が取られているものは、必ずしもこの条例に基づく手続は必要とされないということになりますが、任意の市民参画手続を行うことは妨げるものではないですし、現にやっていると思いますので、市のガイドラインに基づき各担当部局で怠りないようにしていただければと思います。

それでは、第二部に移りたいと思います。

審議会等手続については、委員の選任や会議の公開の仕方について、データを見て

みると余り達成率はよくなく、前回会議で議論をいただいたと思います。

【副会長】

例えば、別紙2のP9の30について、委員公募を行わない理由として「専門的な知識を要するため」としてありますが、これは他にもよく見られる非常に典型的な公募をしない理由だと思います。資料1の意見書の4ページの真ん中から下のあたりにも記載していますが、その審議会の委員に本当に専門的な知識を有する必要があるのかについても検証していく必要があると思います。

【会長】

所管からこの審議会には専門的な知識が必要だと言われると、反論するのは難しいかもしれませんが、まずはそれぞれ専門的知識を必要とするきちんとした理由を書いていただく必要があります。

【副会長】

全ての審議会について精査するのは難しいので、本当に専門的な知識を要するか必要があるかどうかを検証するのであれば、サンプル的に 印のついているものを重点的に取り上げるべきだという話になったと思います。

【会長】

当推進会議としては、今後委員改選の際に、専門的な知識を有する委員に限る理由、団体代表委員、地域選出委員に限る理由をきちんと書いていただいた方が、より趣旨が明確かと思います。

もし、専門的な知識を有する必要性の理由について、きちんとお答えいただくことができれば、他の審議会の参考になるかと思います。他方で、委員の皆さんが余り納得いく理由でないということであれば、もっと市民が納得するような理由の有無を考えていただく機会にもなるかと思いますので、よりよい運用にさせていただくためにお願いできればと思います。

委員の選任については、男女比の目標については、関係団体等に働きかける必要があるという意見が出たということと、場合によっては役職にこだわらず推薦してもらうことも大事ではないかということ意見を盛り込んでいます。

また、資料1の5ページに、会議等の公開についてということで、結果の公表等についての重要性は十分に理解されていないものであるという実情があるので、前より善処を期待するということも意見書に盛り込んでいます。

私からもう一点お願いします。資料2のP8の6 公務災害補償等認定委員会について、委員名簿の公表は可だが、実際には公表していないということですが、その理由として「会議の内容が市民参画との関連性がない」というのは、説得力がないと感じました。もし、公表に差し支えがないのであれば、透明性の観点からも、公表していただくのが原則だと思いますので、確認していただいて、もし問題がないのであれば、公表していただく方向でお願いできればと思います。

第三部に移りたいと思います。

【A委員】

資料1の「4 更なる市民参画の推進に向けて」の下のほうに、「市としての説明責任を果たし、市民との情報共有を図るため、施策を実施する際には、適切な時期に適切な方法で」とありますが、「政策等を実施する際に、計画段階から実施・評価・開示に至る各段階で市民に情報公開して、情報を共有する」というように改善するべきだと思います。

【会長】

各段階において、市民との情報共有の必要性をより強調するような形に修正して下さい。

パブコメを行う時期の問題として、変更が可能な時期と最終決定のときなど複数回に分けて行う可能性、情報共有のために各段階における情報を市民に提供する必要性について述べるべきだと思います。そうすることで、市民の意見も踏まえた施策の実施にもつながると思います。

(2) 市民参画条例の運用全般にかかわる意見について

【F委員】

市の施策にはいろいろあると思うので、例えば、重要施策に対してはこれだけのことを聞かないといけないとか、複数回意見を聞かなければならないとかというような市の指針をつくるということはできないのでしょうか。他にも、意見交換会や広報誌によるパブコメの求め方についても、それが重要な施策に対する意見として取り上げるということは、非常に唐突だと思います。

例えば、2億円や10億円というように一定金額以上のものについて、参画手法を行う際には、こういう意見聴取をやるべきとか、早めの段階で意見を聞くべきとか、複数の施策を用意すべきであるという指針を作成し、我々市民が常に意見しやすいような仕組みにしていきたいと思います。

【事務局】

参画条例第6条の2項に、市民参画を必ず実施しなければいけない対象事項を定めています。その中の第5号で、広く市民の利用に供する大規模な施設に係るものが定められていますが、これについては参画条例施行規則第3条で、総事業費が10億円を超えるものは、必ずしなければないと定めております。さらに、対象事項について市民参画手続を行う場合は、条例第8条で必ず意見公募手続しなければいけないと定めています。

【F委員】

それ以上の指針をつくってほしいです。今のままだと、どの手法を取るかは市の自由裁量であり、アンケートを取ったり、市長懇談会で意見を聴くというようなやり方が選択され、そこでの意見や結果が、広報あかしやホームページに出ることによって、一つの世論のようなものが形成される恐れがあると思います。それならば、こういう場合はどの参画手法を用いる、という指針をつくることで、もう少し客観的に市民の意見を聴けるのではないのでしょうか。

【G委員】

意見書に今から盛り込んでほしいということではありませんが、市民の生活に大き

く影響を及ぼしたり、今後何十年も財政に影響を及ぼすような施策の実施にあたっては、討論型世論調査という方法などを取り入れてみたらどうかと思います。というのは、意見書の「4 更なる市民参画の推進に向けて」に書いていますが、市民の中でも参画の機運が十分に高まっていないと感じるからです。

ただ、討論型世論調査をするとすると、市からの情報発信が非常に重要になってきます。例えば、意見を二分しているような施策であれば、賛成派と反対派の両方の立場の資料などが必要になってきます。ただ、情報を発信することで、市民の機運を高めることにも効力を発するのではないかと思います。

【会長】

事案によっては条例に定めたルールに沿ってやるだけでなく、本当に市民が考えていることは何かということ、反映させるような仕組みを考えていく必要があるのではないかという意見だということですね。

【F委員】

常設型の住民投票条例をつくる前に、例えば、10億円以上の工事であれば、必ずこれをするというような規則や要綱をつくれれば、市民が非常に意見を出しやすいと思います。

【会長】

G委員が言われた討論型世論調査というやり方もあるでしょうし、条例第4条5項で、「市民参画に関する調査及び、研究を行うとともに、市民参画に対する市民の意識を醸成するよう啓発に努める」という規定も定められていますので、今後、新たな手法を考えていく必要があると思います。また、広報誌に織り込むという手法については、賛否両論があると思います。これらの様々な手法をとることについて、その手法のいい面、悪い面を、今後当推進会議で議論していきたいと思ひますし、一朝一夕にできないかもしれませんが、事務局のほうでも御提案いただき、市民参画の望ましいやり方について今後調査、研究していただきたいと思ひます。

きょうの議論で言えば、討論型世論調査や住民投票というのも選択肢の一つとして考えられるということ、一層参画手法を調査、研究していくということ、意見書に盛り込んでいただきたいと思ひます。

【D委員】

市民の参画協働の意識が高まり、市から意見を求められることに市民が慣れてきて受け入れられるようになってくると思ひますが、市民の参画協働というのは、あくまでもボランティアレベルであって、市の仕事とは全く質が違ふと思ひています。確かに、今は説明責任や情報提供について、市民側から要求されている状態ですが、最終は市が決定するべきで、そのことについて自信をもってきちんと説明ができればいいと思ひます。

市長懇談会やワークショップなどに参加する方は、意見を出すと思ひますので、出しやすい場を市側でセッティングしていただく必要はあると思ひますが、市が明石市全体を見通した上での運営を考え、使命を持ってやってもらわないとだめで、市民の声を聞くばかりではいけないと思ひます。

この会議では、みなさん市のことを研究して発言されていますが、大半の市民は、

難しいことは給料をもらっている役所がしっかり考えてほしいと考えていると思います。一般の市民が考える市民の参画協働と、市の考える市民と市のパートナーシップとは違いますし、また一緒であると勘違いしてもだめだと思います。

【E委員】

昔は、市がこうしてください、ああしましょうと言うと、そのとおりになってきましたし、我々市民もそういう説明を受けてきました。しかし、市民だったら協働しないとだめで、我々の意見も市に言って、改善してもらわないといけないという話が出てきて、今では市民も大分進歩してきたという考えの人が多いです。

ですが、やはり市職員も立派な意見を持っている方もいますので、地域のリーダーや審議会に参加しているような委員さんたちと一緒に勉強をして、意見をぶつけ合っかっていってこそいいものになると思います。

【B委員】

先日、県民局の方と話をする機会がありまして、自治基本条例、参画条例、協働のまちづくりなどの明石の状況について話をしていると、県民局としては近隣の3市2町の中では、市民も含めて明石は進んでいると、褒めていました。また、明石市職員も、3市2町の中ではトップクラスの行政マンだと言っていました。

ただ、様々な条例はできましたが、今後市民がどう使うかという部分が、まだまだできていないと思い、勉強していくべきところだと思います。

【会長】

参画や協働は、市民と市がお互いに責任を果たした上でのものであり、専門的なところは市が十分検討してもらい、その上で市民の意見を聞くことが大事だと思います。また、市民も、勝手に意見を言うわけではなくて、明石市をよくするために責任を持って、真剣に考えていく必要があります。このような市民と市がお互いに切磋琢磨していける関係を築いていくための取り組みが大事だと思います。

【副会長】

意見書の7ページの質的評価について、質的評価としては説明資料の提示の仕方に関する事しか出てきませんので、不十分かなと感じたところです。

意見公募手続というのは、条例第8条で、対象になれば、必ずしなければならないとされているものですので、義務的にやらなくてはいけないからやっているということになってしまっている恐れがあると感じました。

資料2の表を見ますと、多くは計画の策定などに関するものになっていますが、計画策定の場合、その計画案ができ上がってからパブコメをするのが通常だと思います。それならば、先ほど問題提起があったように、特に重要性が高い計画など、見直せるものであれば、条例制定における市民参画の推進手法のように、審議の途中で中間報告のようなものを出し、そこでパブコメを行うという方法もあるということ、推進会議から意見として提示してはどうでしょうか。意見を提示し、こういう方法があるというアイデアがあれば、所管の方も実施すると思いますし、これまでのようにルーチンでパブコメをやってしまうと、他の方法を考えることができないと思うので、意見書の中で、発想の転換を促すような記述を入れたらどうかと思います。

【会長】

そうですね。あくまで推進会議としての意見ですから、「ルーチンでやるのではなくて」という、ちょっときつい言葉も入れたほうがいいかもしれません。どのタイミングでパブコメをすべきだとか、必ず2回すべきだということを、意見することは余り現実的ではないと思いますし、副会長がおっしゃったように、このままでいいのかということ所管に考えてもらえるような形の文章を入れていただく形で意見書に盛り込んでいただきたいと思います。

最後に、「4 更なる市民参画の推進に向けて」というところですけど、当推進会議としましては、市が行う市民参画手続を検証することが第一の仕事ですが、条例には、市民から提案を出していく政策提案手続というのがあります。残念ながら平成23年度は実施例がなしでした。これについては、「残念なことだ」という以上のことは言えないとは思いますが、そのような点も盛り込んだほうがいいのではないのでしょうか。政策提案手続の実施例がなかったことを書いて、「市の政策について説明責任を果たして適切な情報発信を行うことで、この手続の活用につながることを期待されます」といった一文だけでも入れたほうがいいと思った次第です。

他に、何か意見はございますか。

【各委員】

異議なし。

4 その他

【会長】

今後のスケジュールについては、きょう出た意見などを踏まえて、事務局のほうで、修正案を作成していただいき、私と詰めながら作成するということになるかと思えます。

また、今日の意見を踏まえ、再度意見書を読み直していただいた上で、何か意見等があれば、委員の皆様から事務局に出していただきたいと思います。期限はいつぐらいがよろしいでしょうか。

【事務局】

できましたら、今月中には最終の意見書案をまとめていきたいと思しますので、できれば1週間ぐらいで、いただければ助かります。

【会長】

では、意見書に、「これを盛り込んだほうがいいのでは」といったご意見がある委員の方々は1週間以内に、事務局のほうに御意見を出していただき、その後事務局と私のほうで、最終的な文案を詰めまして、再度事務局から委員のみなさまに最終案を送っていただき、気づいた点があればできる限りフィードバックするという手順で進めさせていただきたいと思います。

それでは、予定していました審議事項は以上でございますけれども、今後の予定等について事務局のほうから説明をお願いします。

【事務局】

長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

今後の会議ですが、定例の開催については、意見書の作成をもって本年度中に開催の予定はもうございませんが、政策提案等の関係で推進会議への諮問等が必要になった場合は、随時開催させていただく場合がありますので、その際には、各委員さんのほうにお知らせしたいと思います。

5 閉会

【会長】

以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
熱心な御議論ありがとうございました。

6 部長あいさつ

いただいた御意見について、指針等の中で実現できるものも、かなりあるかと思っております。

本日の会議で意見いただきましたように、最終的には市が決定をして、責任をとるということは間違いないと思います。それをどのように市民の皆さんに御呈示し、どれだけ忌憚のない御意見をちょうだいできるかであり、それについては市側で会議の進め方を工夫すべきで、市民の皆さんに責任を転嫁してはいけないということは、市職員も気をつけなければいけないことだと思っています。

今回、1年間まとめてみまして、本当に厳しい御意見もたくさんいただきましたが、生かしていきたいと思っております。また、この1年間は、初めて行う会議ということで、例えば、審議会についてどういう区分けをして、どの部分を市民参画の審議会と言うべきかなどの整理がされていないなど、十分には議論できなかった点がありますが、次のテーマとして御議論をいただきたいと思っております。

昨年度から計3回の推進会議でございましたが、皆さんの意見を参考にし、また、お叱りをちょうだいしながら、市としてよりあるべき参画の方法を探りつつ進めていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。